

# 四天王寺東高等学校・四天王寺東中学校 後援会慶弔取扱内規

## (目 的)

1. 四天王寺東高等学校・四天王寺東中学校後援会が行う慶弔にかかる取り扱いはこの内規の定めるところによる。

## (適用範囲)

2. 弔意に関する取り扱いの範囲は次の各号とし、金額は別に定める。
  - (1) 香典をおくる範囲  
会員、学校の役員若しくは職員またはその配偶者、若しくは、本校に在籍する生徒が死亡したとき
  - (2) 柩1対をおくる範囲  
会員、学校の役員若しくは職員またはその配偶者、子若しくは同居の父母が死亡したとき
3. 前項のほか慶弔その他災害見舞金につき、会長が特に必要と認めたときは、相当額の金品をおくる。

## (処 理)

4. 後援会担当者は、取り扱い上必要な慶弔事案を確知したときは、すみやかに会長に連絡するとともに、第2項および第3項に基づき、または、会長の指示により処理する。

## (表 示)

5. 金封、柩または供花等は、「四天王寺東高等学校・四天王寺東中学校後援会」名をもって表示する。

## (訪 問)

6. 会長は事案に応じ、自らまたは役員に委託して慶弔訪問することを原則とする。

## 附 則

- 1 この内規は平成27年6月10日に施行する。
- 2 この内規は平成29年5月9日に改正し、平成29年4月1日から施行する。
- 3 この内規は令和2年6月29日に改正し、令和2年4月1日から施行する。

「後援会慶弔取扱内規」の一覧

対象者	会 員		学校の役員		学校の職員	
	香 典	楡一対	香 典	楡一対	香 典	楡一対
本人	10,000 円	○	10,000 円	○	10,000 円	○
配偶者	10,000 円	○	10,000 円	○	10,000 円	○
子	※1 10,000 円	○		○		○
父母		※2 ○		※2 ○		※2 ○

- 備 考
1. 職員には、常勤講師及び非常勤講師を含む
  2. ※1 は、本校に在籍する生徒
  3. ※2 は、同居が条件
  4. 父母の場合の弔意訪問はしない
  5. 楡一対は、1 万円を限度とし、楡に代えて供花とするときは原則として1 万円を限度とする
  6. 内規に定めなき事項、その他会長が特に必要と認められるときは、協議のうえ決定する